

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（20）
2. 日時：令和2年7月22日（水）10時00分～11時25分
3. 場所：原子力規制庁8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

 实用炉審査部門

 角谷管理官補佐、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、義崎管理官補佐、
 照井安全審査官、桐原調整係長

事業者：

 北海道電力株式会社

 原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー 他12名※

 東北電力株式会社

 原子力本部 原子力部課長 他8名※

 東京電力ホールディングス株式会社

 原子力運営管理部 保安管理グループマネージャー 他2名※

 北陸電力株式会社

 原子力部 原子燃料技術チーム統括 他9名※

 中国電力株式会社

 電源事業本部 原子力運営グループマネージャー 他10名※

 四国電力株式会社

 原子力部 運営グループリーダー 他15名※

 電源開発株式会社

 原子力技術部 安全総括室（安全計画）総括マネージャー 他9名※

 日本原子力発電株式会社

 発電管理室 プラント管理グループ課長 他5名※

 九州電力株式会社

 原子力発電本部 原子力発電グループ副長 他14名※

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年5月29日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年7月20日及び22日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 廃止措置主任者に必要な専門的知識を有することの確認方法について説明すること。
 - 廃止措置計画が認可されるまでの期間、性能維持施設をどのように規定するのか考え方を整理すること。

- 要求事項（「A. 各種要求」、「B. 設置変更許可」、「C. 各種ニーズ」）をインプット情報として設計及び工事の計画を開始し、その進捗に応じて、要求事項も更新しながら設計管理サイクルを回して進めるとの説明であるが、保全の枠組みの中でのどのように新設及び改造に係る設計管理を行うのか整理して説明すること。また、その際、新設及び改造に係る保全計画をどの段階でどの程度作成しながら保全を実施するのか整理して説明すること。

（3）事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし